【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年６月27日
【会社名】	株式会社テスク
【英訳名】	TISC CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　梅田　源
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区三番町21番８号
【電話番号】	０５２（６５１）２１３１
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長　　岡本　匡弘
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区三番町21番８号
【電話番号】	０５２（６５１）２１３１
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長　　岡本　匡弘
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

1【提出理由】

平成30年６月22日開催の当社第44期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年６月22日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　株式併合の件

当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更し、あわせて、投資単位の水準を維持するため株式併合（10株を１株に統合）を実施する。

① 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を１株に併合する。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配する。

② 株式併合の効力発生日

平成30年10月１日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

1,200,000株

④ 本議案に係る株式併合は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とする。

第２号議案　定款一部変更の件

第１号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるために定款第６条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために定款第７条を変更する。

上記の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成30年10月１日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、梅田　源、岡本匡弘、三浦英二及び伊藤紀人を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役として、後藤雅彦を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	2,839	4	－	（注１）	可決　99.79
第２号議案	2,839	4	－	（注１）	可決　99.79
第３号議案				（注２）	
梅田　　源	2,839	4	－		可決　99.79
岡本　匡弘	2,839	4	－		可決　99.79
三浦　英二	2,839	4	－		可決　99.79
伊藤　紀人	2,839	4	－		可決　99.79
第４号議案	2,839	4	－	（注２）	可決　99.79

（注１）議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

（注２）議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上